

令和 2年 5月13日

幼稚園・保育園・認定こども園  
小規模保育事業所・家庭的保育事業所  
施設長 様

富士市長 小長井 義正  
(福祉こども部保育幼稚園課)

#### 幼稚園等の臨時休園期間の短縮及び保育園等の登園自粛期間の解除について

平素より、本市幼児教育・保育行政について、ご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国的に感染者が減少傾向にあり、市内においても新たな感染者が4月19日以降確認されていないため、公立幼稚園・認定こども園(幼稚園部)については臨時休園期間の短縮、公立保育園・認定こども園(保育園部)・小規模保育事業所については登園自粛期間を解除することといたしました。

公立施設の対応は下記のとおりとなりますので参考にいただき、特に保育園や認定こども園の保育園部・小規模保育事業所・家庭的保育事業につきましては、公立施設と同様のご対応としていただきますようお願いいたします。

また、保護者への連絡につきましても、ご対応いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### ○公立の幼稚園・認定こども園(幼稚園部)

臨時休園期間は5月24日(日)までとし、5月25日(月)から29日(金)の5日間、午前中のみ全園児を預かる午前保育(ならし保育)を実施し、6月1日(月)から通常開園とする。

※預かり保育は全日実施

##### ○公立の保育園・認定こども園(保育園部)・小規模保育事業所

登園自粛期間は5月19日(火)をもって解除し、20日(水)から登園希望者を保育する希望保育を実施し、6月1日(月)から通常開所とする。

なお、5月31日までの希望保育期間は、登園しなかった分の保育料等は返還する。

#### 【問い合わせ】

福祉こども部保育幼稚園課

55-2762